

「平成 25 年度戦略的基盤技術高度化支援事業」の採択について

公益財団法人若狭湾エネルギー研究センターが事業管理機関として実施する産学官共同研究プロジェクトが、経済産業省中小企業庁の公募型競争的資金「平成 25 年度戦略的基盤技術高度化支援事業【一般型】」に採択されましたので、お知らせします。

この研究は、「エネルギー研究開発拠点化計画(産業の創出・育成)」の一環として、提案したものです。

記

1. 件名 世界最大出力レーザーによる次世代重電産業での超厚板溶接技術開発
 2. 実施機関 (株)ナ・デックスプロダクツ* (岐阜県可児市 代表取締役 大鋸 純雄)
国立大学法人 大阪大学 (大阪府吹田市 総長 平野 俊夫)
福井県工業技術センター (福井県福井市 所長 勝木 一雄)
(株)東芝 (東京都港区 代表執行役社長 田中 久雄)
- *敦賀市にレーザー研究センターを開設し、世界最大出力のレーザーを使った加工技術の研究を実施
3. アドバイザー 独立行政法人 日本原子力研究開発機構 (茨城県那珂郡)
国立大学法人 広島大学 (広島県東広島市)
 4. 事業管理機関*(公財)若狭湾エネルギー研究センター (福井県敦賀市)
*事業管理機関は、研究開発計画の運用管理、共同体構成員相互の調整を行うとともに、財産管理(知的所有権を含む)等の事業管理及び研究開発成果の普及等を主体的に行います。
 5. 研究期間 平成25年度～平成27年度(3ヵ年)

「戦略的基盤技術高度化支援事業(サポーターインダストリー:サポイン)」とは

「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成 18 年 4 月 26 日法律第 33 号)」に基づく施策。我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を図るため、中小企業が担うものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発及びその成果の利用を支援することを目的とする。
詳細は、<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2013/0424SenryakuKoubo.htm> 参照。

【本件に関する問合せ先】

公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター
企画支援広報部 安田、谷平、澤本
TEL:0770-24-7270、7273

世界最大出力レーザーによる次世代重電産業での超厚板溶接技術開発

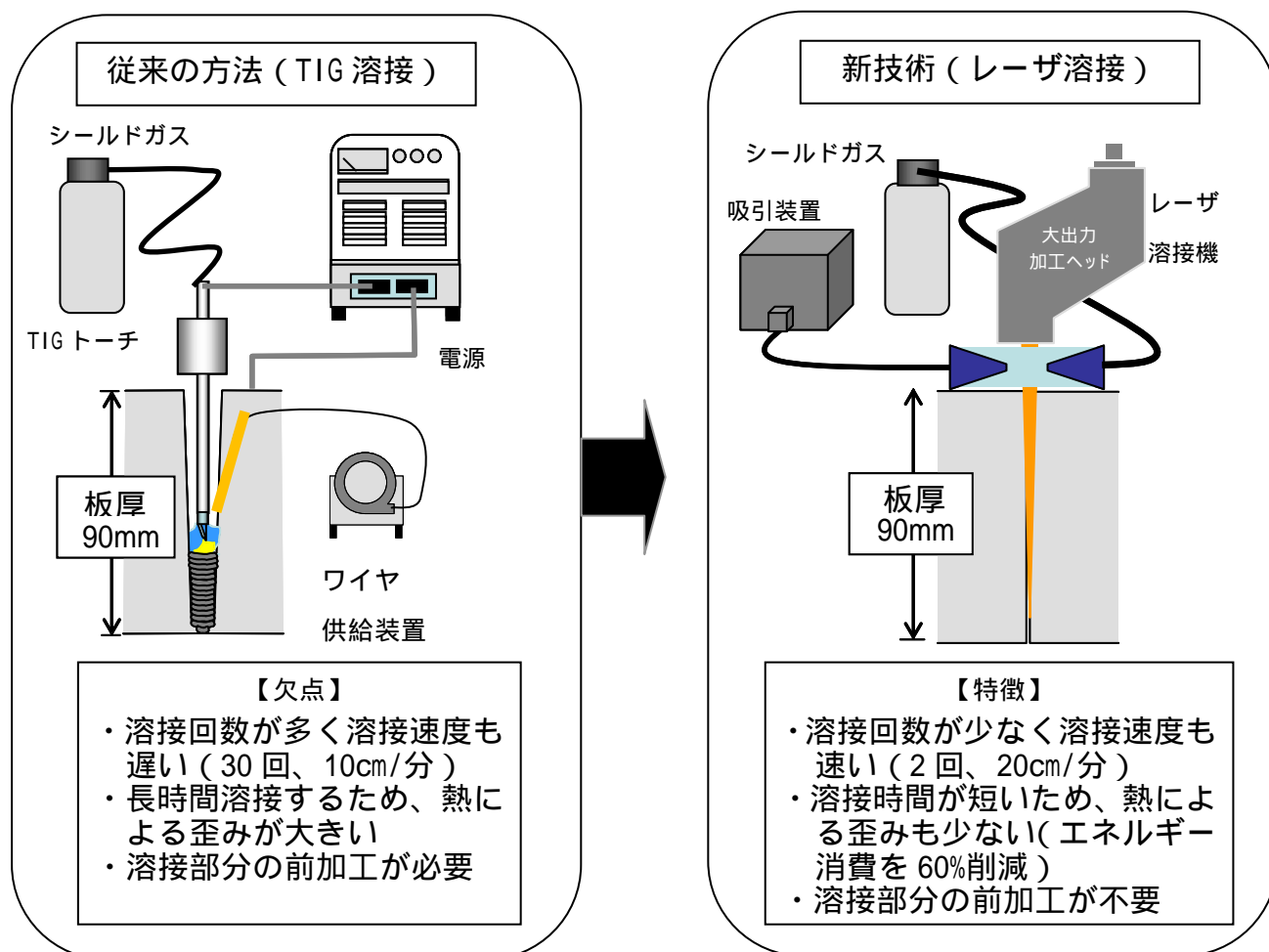
< 提案の背景 >

重電産業の超厚板溶接では国際競争の中、生産の効率化が命題となっており大出力レーザーによる「超厚板高速自動溶接」が望まれている。しかし、超厚板レーザー溶接において発生する膨大なヒューム、プラズマにより溶け込みが不足し、溶接不良の原因ともなる。

本提案は溶接部の現象を解明しつつ照射ビームを最適化し、ビームプロファイルの監視、溶接点近傍の気流制御技術などにより超厚板材料に対し、省エネと高品質な高速溶接を実現する。

< 研究開発概要 >

従来厚い(90mm)鉄板の溶接として電気溶接の一種であるTIG溶接(タングステン-不活性ガス溶接)により行っていたが、溶接に時間がかかり接合部が熱変形するなどの課題があった。そこで、本研究では、世界最大出力(100kw)のレーザー発振器を用いた溶接用レーザー加工ヘッドや最適な照射技術を研究開発する。



平成25年度 戦略的基盤技術高度化支援事業（事業概要）

1. 制度の目的

この事業は、鑄造、鍛造、切削加工、めっき等の[2.2技術分野](#)の向上につながる研究開発からその試作までの取組を支援することが目的です。

特に、複数のものづくり中小企業者・小規模事業者、最終製品製造業者や大学、公設試験研究機関等が協力した研究開発であって、この事業の成果を利用した製品の売上見込みや事業化スケジュールが明確に示されている提案を支援いたします。

2. 応募対象事業

この事業の応募対象は、中小ものづくり高度化法（以下「法」という。）第3条に基づき経済産業大臣が定める[「特定ものづくり基盤技術高度化指針」](#)に沿って策定され、新たに法第4条の認定（法第5条の変更認定を含む。）を受けた特定研究開発等計画（以下「法認定計画」という。）を基本とした研究開発等の事業になります。

3. 応募対象者

- 法の認定を受けたものづくり中小企業・小規模事業者を含む、事業管理機関、研究実施機関、総括研究代表者、副総括研究代表者、アドバイザーによって構成される共同体を基本とします。
※共同体の構成員は、日本国内に本社を置いて、かつ、日本国内で研究開発を行っていることが必要です。
- 共同体の構成員には、法認定申請を行い、認定を受けた「申請者」と「共同申請者」（以下「法認定事業者」）及び協力者を全て含む必要があります。
- この事業への応募者は、事業管理機関です。事業管理機関は、研究開発計画の運用管理、共同体構成員相互の調整を行うとともに、財産管理（知的所有権を含む）等の事業管理及び研究開発成果の普及等を主体的に行う者です。

4. 研究開発期間と研究開発費の規模

- 研究開発期間：2年度又は3年度
- 研究開発規模（上限額）：平成25年度（平成26年3月31日まで）に行う研究開発に要する費用の合計
【一般型】 4,500万円以下 【小規模事業者型】 2,300万円以下

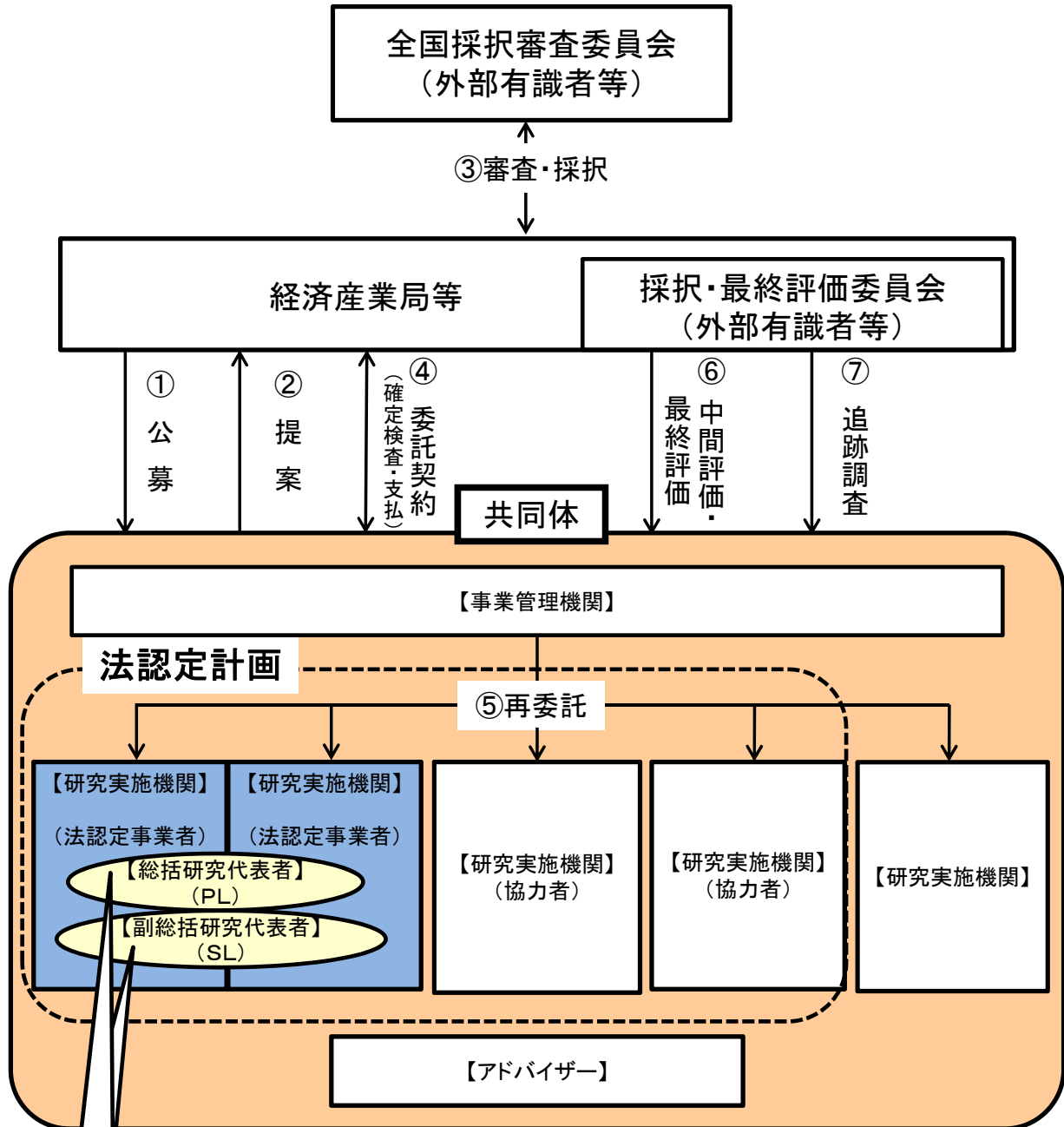
※2年度目以降は、原則として次のとおり減額するものとします。

年度	研究開発費
2年度目	初年度の契約額の2/3以内
3年度目	初年度の契約額の半額以内

5. 公募期間

平成25年4月24日（水）～平成25年6月20日（木）

戦略的基盤技術高度化支援事業の仕組み



両者のうちいずれか1名が法認定事業者の研究員

- 事業管理機関 例: 民間企業(中小企業、大企業)、個人事業者、大学、財団・社団法人、公設試等
- 研究実施機関 例: 同上
- アドバイザー 例: 川下企業、公設試、大学等